

住宅・住宅災害貸付の添付書類

申 込 事 由		添 付 書 類
土地付住宅 (マンション等中高層 共同住宅を含む。)	新 築 購 入 (建築中のものを含む。)	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 確認済証の写し (4) 住宅の平面図
	中 古 購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図
住 宅	新 築	(1) 工事請負契約書の写し(契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 確認済証の写し (4) 住宅の平面図
	増築、改築、移築	(1) 工事請負契約書の写し(契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 確認済証の写し (5) 住宅の平面図
	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書(新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し) (4) 住宅の平面図
	修 理	(1) 工事請負契約書の写し(契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 住宅の登記事項証明書及び住宅の名義人の工事承諾書の写し (3) 修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅の平面図
敷 地	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅新築工事に係る誓約書

申 込 事 由		添 付 書 類
敷 地	補 修	(1) 工事請負契約書の写し(契約金額が 150 万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 補修箇所の図面又は写真 (3) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (4) 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書(水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。)
住宅災害貸付け又は貸付規程第 8 条第 3 項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けの場合は、上記に掲げる書類のほか、被災の事実を証明することのできる書類（市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（り災証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類））を添付する。 なお、短期給付事業においてその事実が確認できる場合は、出納主任が当該貸付申込書に確認済みと明記するか、又は短期給付について提出される同様の書類の写しをもって当該必要書類に代えることができる。		

※ 登記事項証明書は原本とする。

登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る添付書類の特例

住宅貸付け及び住宅災害貸付けの申込書の添付書類については、次に掲げる場合は、前記 1 にかかわらず、その提出を省略し、又は他の書類をもって代え、あるいはさらに必要書類を添付するものとする。

(1) 提出を省略できる書類

事 由	省略できる書類
都市再生機構又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	登記事項証明書
中高層共同住宅を購入する場合で、土地が居住者の共有名義の場合	敷地の登記事項証明書
10 平方メートル以内の増改築をする場合	確認済証の写し
住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で、敷地の名義人が建物の名義人と共有者又は同居者である場合	敷地の名義人の工事承諾書の写し
住宅の修理又は住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が組合員と同居している場合	名義人の工事承諾書の写し

(2) 提出書類に代えることができる書類

事 由	提出書類に代えることができる書類
宅地造成中の土地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、 購入物件に該当する造成前の登記事項証明書及び購入物件と造成前の登記事項証明書が同一であることにつき造成主又は設計者が証明した書面
仮換地及び保留地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、 購入物件の地番、面積、地目、所有権移転登記の時期並びに登記事項証明書の提出ができない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書
都市再生機構又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	売買契約書に代えて、 引渡し日及び所有権移転登記の時期並びに面積、売買金額が明記された分譲（予定）証明書（積立方式による場合は、分譲積立契約書の写し及び積立額の証明書） 住宅の平面図に代えて、分譲案内書
建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合	確認済証に代えて、 市区町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書（当該証明書が発行されない場合は、申込人の申立書により支部長が確認する。）

(3) その他の必要書類

事 由	そ の 他 の 必 要 書 類
購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合	農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し
仮登記されている物件を所有者から購入する場合	仮登記権利者の売買に関する承諾書
仮登記されている物件を仮登記権利者から購入する場合	所有者の売買に関する承諾書
貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合	当該物件の取引を明らかにする書類（移転登記した理由、取引経緯、契約条件を明らかにした書類）
購入物件の持主（未登記の新築建物にあってはその建築主）と売主の名義とが異なっている場合	売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
住宅の増改築、移築又は修理の場合で、当該物件が組合員名義でない場合	住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類